

令和8年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 活用予定事業（令和8年8月25日現在）

（単位：円）

実施 計画書 No	事業名	担当課	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠 ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	事業費	
						事業費	交付対象経費
1	物価高騰対策観光需要創出支援事業	観光政策課	①物価高騰により経営負担が増している市内観光関連事業者の事業継続を支援し、雇用の維持を図るため、市内宿泊施設の需要が落ち込む閑散期（9月・12月・1月・2月）に、貸切バスを利用して「市内宿泊施設へ宿泊する団体旅行を取り扱う国内旅行事業者が造成する旅行商品を取り扱う国内旅行事業者（以降、（ア）」及び「市内宿泊施設に宿泊する訪日外国人旅行者の団体旅行を取り扱う国内外の旅行事業者（以降、（イ）」に対し、旅行商品の催行実績に応じて助成金を交付する。 ②業務委託料 ③（ア）貸切バス1台当たりの乗車人数に応じて助成 ・助成限度額：1事業者当たり600千円 ・助成事業運営事務費：助成額の5％程度 （イ）市内に1泊以上宿泊するツアーが助成対象 ・助成限度額：1事業者当たり300千円 ・助成事業運営事務費：助成額の5％程度 ④市内旅行関連事業者	R8.4	R9.3	7,790,000	4,410,000
2	水道料金減免事業	上下水道局	①物価高騰の影響を受けている生活者や事業者の経済的負担を軽減するため、長門市と水道の契約をする全ての使用者（官公庁施設を除く）に対し、10月1日に予定している料金改定の影響分について水道料金1期分を減額し、減額分を水道事業会計に繰り出す。 ②水道事業補助金 ③水道料金改定影響額（令和8年12月期～令和9年1月期）を減免 ④官公庁施設を除くすべての契約者（個人・事業者）	R8.12	R9.1	16,500,000	11,552,000
3	飲料用井戸等利用者支援事業	生活環境課	①物価高騰の影響を受けている生活者や事業者の経済的負担を軽減するため水道料金支援事業の対象とならない飲料用井戸等利用者に対し助成金を交付する。 ②支援交付金及び事務費 ③支援交付金（生活者）@3,000円×1,000世帯=3,000千円、支援交付金（事業所）@3,000円×100事業所=300千円、事務費（職員手当等）450千円、事務費（役務費）363千円 ④上記、水道料金支援事業の対象とならない契約者（個人・事業者）	R8.7	R9.2	4,113,000	4,113,000
計						28,403,000	20,075,000

※事業費、交付対象経費は予定額のため、予算書上の数値と一致しない場合があります。

また、今後の執行状況により充当する事業や経費の内容を変更する場合があります。